## 最低制限価格設定基準 (電子入札)

制 定 平成30年12月1日 改 正 2022年5月2日

(目的)

第1条 この基準は、クリアウォーターOSAKA株式会社(以下「当会社」という。)が 電子入札により発注する案件で、契約の適正な履行を図るため最低制限価格を設けるも のについて必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除いた 額とする。

### (適用対象範囲)

- 第3条 最低制限価格の適用対象範囲は、次の各号に該当するものとする。
  - (1) 工事請負
  - (2) 清掃業務委託 (清掃・除草・浚渫等)
  - (3) 警備業務委託 (機械警備を除く)

### (設定の基準)

第4条 工事請負契約又は工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出している業務 委託契約の場合には、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に10,000分の 9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係 数を乗じた額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に 1 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費又は直接業務費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 業務委託契約で物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出している場合には、予定価格に10分の6.6を乗じて得た額に1から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額とする。
- 3 前2項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、個別 対応とする。

# (端数処理)

第5条 最低制限価格を算定する際の端数については、千円未満の金額を切り捨てて処理 するものとする。

# 附則

この基準は、平成30年12月1日から適用する。

### 附則

- 1 この基準は、2019年7月1日から適用する。
- 2 改正後の基準は、2019年7月1日以降の開札する案件について適用し、同日以前に 開札する案件については、なお従前の例による。

# 附則

- 1 この基準は、2022年6月1日から適用する。
- 2 この基準は、2022年6月1日以降の開札する案件について適用し、同日以前に開札する案件については、なお従前の例による。

### 最低制限価格設定基準(紙入札)

制 定 平成30年12月1日 改 正 2022年5月2日

(目的)

第1条 この基準は、クリアウォーターOSAKA株式会社(以下「当会社」という。)が 紙入札により発注する案件で、契約の適正な履行を図るため最低制限価格を設けるもの について必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格は、消費税及び地方消費税を除いた 額とする。

### (適用対象範囲)

- 第3条 最低制限価格の適用対象範囲は、次の各号に該当するものとする。
  - (1) 工事請負
  - (2) 清掃業務委託 (清掃・除草・浚渫等)
  - (3) 警備業務委託 (機械警備を除く)

### (設定の基準)

第4条 工事請負契約又は工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出している業務 委託契約の場合には、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

ただし、その金額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費又は直接業務費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 業務委託契約で物価資料、建設物価等の資料から予定価格を積み上げて算出している 場合には、予定価格に10分の6.6を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、個別 対応とする。

#### (端数処理)

第5条 最低制限価格を算定する際の端数については、千円未満の金額を切り捨てて処理 するものとする。

# 附則

この基準は、平成30年12月1日から適用する。

# 附則

- 1 この基準は、2019年7月1日から適用する。
- 2 改正後の規定は、2019年7月1日以後に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

# 附則

- 1 この基準は、2022年6月1日から適用する。
- 2 この基準は、2022年6月1日以降の開札する案件について適用し、同日以前に開札する案件については、なお従前の例による。